

<2021年8月28日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>外貨ネクストバイナリー取引約款</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条 (口座の開設)</p> <p>1. お客様は、本約款に定める本取引を行うことを目的として、当社所定の本約款および取引説明書、その他当社の定める規則等を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾の上、本人確認の手続等、当社所定の手続により本口座の開設の申込を行うものとします。ただし、本口座の開設の申込ができるのは、当社の外貨ネクストネオ口座を開設済みであるお客様のみとします。また、申込にあたっては次の各号の要件をすべて満たしていることを必要とします。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>自己資金かつ余裕資金にてお取引いただけること</u></p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) <u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクまたは経済制裁関係法令等に抵触する取引、公序良俗に反する取引、その他不法または不正の取引に利用され、またはそのおそれがある取引を行わないこと</u></p> <p>2. ～7. (略)</p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p>第11条 (預託金の入出金および振替)</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>8. <u>本約款第6条、第18条、第19条第1項および第2項ならびに第29条第1項が定める事由に該当すると当社が合理的に判断した場合、当社はおお客様に対して各種確認や資料の提出を求めることができるものとし、これらに対するお客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、本約款第6条、第18条、第19条第1項および第2項ならびに第29条第1項が定める事由に該当しない事が明らかとなるまでの間、当社はおお客様の出金依頼の留保その他取引の制限をすることができるものとします。</u></p> <p>第12条～第28条 (略)</p> <p>第29条 (解約)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていた、お客様の意思に基づかず本口座が開設されていたとき、またはお客様の本口座が第三者もしくは架空の名義などのいわゆるなりすましまたはその疑いがあると当社が認めたとき</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>本口座がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクまたは経済制裁関係法令等に抵触する取引、公序良俗に反する取引、その他不法または不正の取引に利用され、またはそのおそれがあると当社が合理的に判断したとき</u></p>	<p>外貨ネクストバイナリー取引約款</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条 (口座の開設)</p> <p>1. お客様は、本約款に定める本取引を行うことを目的として、当社所定の本約款および取引説明書、その他当社の定める規則等を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾の上、本人確認の手続等、当社所定の手続により本口座の開設の申込を行うものとします。ただし、本口座の開設の申込ができるのは、当社の外貨ネクストネオ口座を開設済みであるお客様のみとします。また、申込にあたっては次の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 余裕資金にてお取引いただけること</p> <p>(17) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. ～7. (略)</p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p>第11条 (預託金の入出金および振替)</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第12条～第28条 (略)</p> <p>第29条 (解約)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>お客様の意思に基づかず本口座が開設されていたとき、またはお客様の本口座が第三者もしくは架空の名義で開設されていたと当社が認めたとき</u></p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>(10) 当社の提供する購入価格および売却価格を不正に取得して取引したと当社が認めたと き、またはそのような行為を行ったと当社が認めたと き</p> <p>(11) 当社が口座名義人の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様 がこれに応じないとき</p> <p>(12) お客様が本約款第 8 条第 1 項の口座開設要件を満たさなくなったとき</p> <p>(13) お客様の本口座へのログインが 1 年以上なされていないと当社が認めたと き</p> <p>(14) お客様が満 99 才以上となったとき</p> <p>(15) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認 めたとき</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>本約款に基づき</u>本口座を解約する場合において、お客様の当社に対する債務が残存する ときは、本約款第 19 条および第 20 条に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を 清算するものとします。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. お客様が本条第 1 項の各号のいずれかに該当することが疑われる場合、当社はお客様の本 取引を制限できるものとします。また、<u>取引継続の可否は、当社が当社の基準に基づき実施す る再審査により判定する場合があります。なお、当社の再審査により、お客様の本口座が本約 款第 29 条 1 項各号のいずれかに該当すると当社が合理的に判断した場合であっても、その理 由については開示しないことがあります。</u></p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(9) 当社の提供する購入価格および売却価格を不正に取得して取引したと当社が認めたと き、またはそのような行為を行ったと当社が認めたと き</p> <p>(10) 当社が口座名義人の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、これ に応じない場合</p> <p>(11) お客様が本約款第 8 条第 1 項の口座開設要件を満たさなくなった場合</p> <p>(12) お客様の本口座へのログインが 1 年以上なされていないと当社が認めたと 場合</p> <p>(13) お客様が満 99 才以上となった場合</p> <p>(14) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認 めた場合</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>お客様が</u>本口座を解約する場合において、お客様の当社に対する債務が残存するときは、 本約款第 19 条および第 20 条に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算す るものとします。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. お客様が本条第 1 項の各号のいずれかに該当することが疑われる場合、当社はお客様の本 取引を制限できるものとします。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--